

『令和7年版 演習所得税法』追録

令和7年度税制改正関連法は、当初の改正案に修正が加えられ、令和7年3月31日に可決・成立しました。本書は、修正前の改正案を基に作成したため、以下のように記述を訂正させていただきます。

【本冊】

◆139ページ「**1** 内容」の1行目

【誤】	48万円以下の者	【正】	58万円以下の者
-----	----------	-----	----------

◆141ページ「**5** 対象となる一定の資産の範囲」の2行目

【誤】	48万円以下の者	【正】	58万円以下の者
-----	----------	-----	----------

◆161ページ「**第十六節 基礎控除 1** 内容」の2行目

【誤】	(所法86)	【正】	(所法86、措法41の16の2)
-----	--------	-----	------------------

◆162ページ「**2** 控除額」の表及び165ページ「基礎控除額」の表を以下に差し替える

納税者本人の合計所得金額	基礎控除額	
	令和 7 ・ 8 年分	令和 9 年分以後
132万円以下	95万円	
132万円を超え、 336万円以下	88万円	58万円
336万円を超え、 489万円以下	68万円	
489万円を超え、 655万円以下	63万円	
655万円を超え、2, 350万円以下	58万円	
2, 350万円を超え、2, 400万円以下	48万円	
2, 400万円を超え、2, 450万円以下	32万円	
2, 450万円を超え、2, 500万円以下	16万円	
2, 500万円超	0 円（適用なし）	

【別冊】

◆(10)ページ **問75**

【誤】	③ 扶養控除、配偶者控除等の合計額 (問66と同じ) - 2,670,000円	【正】	③ 扶養控除、配偶者控除等の合計額 - 2,770,000円
【誤】	④ 差引課税給与所得金額 1,519,000円	【正】	④ 差引課税給与所得金額 1,419,000円
【誤】	1,519,000円について所得税の速算表により求めた税額……………75,950円	【正】	1,419,000円について所得税の速算表により求めた税額……………70,950円

『令和7年版 演習所得税法』正誤のお知らせ

内容の収録もれ及び金額の誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

【本冊】

◆165ページ「扶養控除額」欄の下に「特定親族特別控除額」の欄を追加する

特定親族特別 控除額	親族等の合計所得金額	控除額
	58 万円超 85 万円以下	63 万円
	85 万円超 90 万円以下	61 万円
	90 万円超 95 万円以下	51 万円
	95 万円超 100 万円以下	41 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円
	105 万円超 110 万円以下	21 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円
	123 万円超	0 円

【別冊】

◆(21) ページ **問88**

3 所得控除額の計算

【誤】	基礎控除	<u>580,000円</u>	【正】	基礎控除	<u>480,000円</u>
【誤】	合計	<u>2,696,320円</u>	【正】	合計	<u>2,596,320円</u>

4 課税所得金額の計算

【誤】	(1) 課税総所得金額 $4,877,000円$ $7,573,880円 - 2,696,320円$ $= 4,877,000円$	【正】	(1) 課税総所得金額 $4,977,000円$ $7,573,880円 - 2,596,320円$ $= 4,977,000円$
-----	--	-----	--

5 申告納税額の計算

【誤】	(1) に対する税額 $4,877,000円 \times 20\% - 427,500円$ $= 547,900円$	【正】	(1) に対する税額 $4,977,000円 \times 20\% - 427,500円$ $= 567,900円$
【誤】	算出税額計 <u>2,947,900円</u>	【正】	算出税額計 <u>2,967,900円</u>
【誤】	差引所得税額 $2,967,900円 - 6,000円 = 2,941,900円$	【正】	差引所得税額 $2,967,900円 - 6,000円 = 2,961,900円$
【誤】	申告納税額 $2,941,900円 - 24,000円$ $= 2,917,900円$	【正】	申告納税額 $2,961,900円 - 24,000円$ $= 2,937,900円$